

## 指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて

八雲町の指定給水装置工事事業者が、水道法及び八雲町給水条例に違反したため、水道法第25条の11第1項及び八雲町水道指定給水装置工事事業者の指定の取消し及び停止に係る事務処理要綱に基づき、次のとおりその事業者の指定を取消しする。

### 指定を取消しする事業者

指 定 番 号	事 業 者	代 表 者 名
	住 所	電 話 番 号
第 1 5 号	有限会社 エーダン	代表取締役 関口 正博
	二海郡八雲町落部226番地	0137-67-2054
指定取消し理由	指導期間中(指定の停止6月)に、虚偽の報告をし、更なる2件の新築給水装置工事について承認を受けないまま工事を施工し、水道メーターの設置もせずに無断通水したため	
指定取消し年月日	平成25年10月16日	